

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、製造保安責任者試験に係る手数料の額を引き上げること。
(別表第二関係)

第二 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、容器検査等に係る手数料の額を引き上げること。
(別表第三関係)

第三 この政令は、令和元年十月一日から施行すること。
(附則関係)